

平成18年12月1日、化学物質等の表示・文書交付制度が変わります！

～表示・文書交付対象物質及び表示事項に絵表示等が追加され、平成18年12月1日から施行～

鹿児島労働局労働基準部
安全衛生課

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」に関する国連勧告を踏まえた化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善を図るため、労働安全衛生法の改正が行われ、平成18年12月1日から施行されることになりました。

改正法では、表示・文書交付の対象物質を「健康障害を生ずるおそれのある物」だけでなく「危険を生ずるおそれのある物」に拡大されました。このため、表示・文書交付対象物質として、危険な物質を追加する等、国連勧告に対応して表示及び文書交付制度を改善するため、労働安全衛生法施行令等について必要な改正が行われました。そこで、今回はその内容等について、ご説明いたします。

【改正の概要】

1 労働安全衛生法施行令（以下、政令という。）の改正

（1）表示対象物質の追加

譲渡・提供する際に容器・包装に、名称・成分等を表示しなければならない物として危険を生ずるおそれのある次の8物質が追加されたこと。

エチルアミン、過酸化水素、次亜塩素酸カルシウム、硝酸アンモニウム、ニトログリセリン、ニトロセルロース、ピクリン酸、1,3-ブタジエン

（2）文書交付対象物質の追加

譲渡・提供する際に文書交付等により、名称・成分等を通知しなければならない物として、危険を生ずるおそれのある次の3物質が追加されたこと。

次亜塩素酸カルシウム、硝酸アンモニウム、ニトロセルロース

2 労働安全衛生規則（以下、省令という。）の改正

（1）表示についての裾切値の変更

国連勧告に対応し、対象物質ごとの裾切値（当該物質の含有量はその値未満の場合、表示の対象としない）の見直しが行われたこと。

人に対する変異原性がある物質	: 0.1%
人に対する発がん性がある物質	: 0.1%
呼吸器感作性がある物質（気体）	: 0.2%
人に対する生殖毒性がある物質	: 0.3%
その他の有害性がある物質	: 1%

(2) 文書交付についての裾切値の変更

国連勧告に対応し、対象物質ごとの裾切値の見直しが行われたこと。

人に対する変異原性がある物質	: 0.1%
人に対する発がん性がある又は疑われる物質	: 0.1%
呼吸器感作性・皮膚感作性がある物質	: 0.1%
人に対する生殖毒性がある又は疑われる物質	: 0.1%
その他の有害性がある物質	: 1%

(3) 表示すべき事項の追加(下線部分が追加事項)

名称、成分(今回の改正で含有量は削除)、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意、表示をする者の氏名(法人にあってはその名称)、住所及び電話番号、注意喚起語、安定性及び反応性
取り扱う労働者に注意を喚起するための標章(表1)[労働安全衛生法第57条第1項第2号として追加]

(4) 文書交付(MSDS等)により通知すべき事項の追加(下線部分が追加事項)

名称、成分及びその含有量、物理的及び化学的性質、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意、流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
通知を行う者の氏名(法人にあってはその名称)、住所及び電話番号
危険性又は有害性の要約、安定性及び反応性、適用される法令、
その他参考となる事項

3 経過措置

- (1) 新たに規制対象となる物質のうち、含有率が1%未満の物については平成20年1月30日までの間は新制度による表示・文書交付の対象としないこと。
- (2) 新たに規制対象となる物質のうち、在庫品については、平成19年5月31日までの間、改正政省令は適用しないこと。
- (3) 現に存する容器等(中に化学物質等が入った状態)で改正前の規定に掲げる事項が表示されているものについては、平成19年5月31日までの間、標章に係る告示は適用しないこと。

4 おわりに

改正労働安全衛生法等の内容を十分にご理解いただき、化学物質等の危険性・有害性、取扱い上の注意事項等の適切な情報の表示・文書交付について、その徹底をお願いいたします。

詳しくは、鹿児島労働局安全衛生課又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。